

令和3年度

定期監査報告書

浜田市監査委員

目 次

第1 監査の種類	地方自治法第199条第4項による定期監査	1
第2 監査の対象		1
第3 監査の着眼点		1
第4 監査の主な実施内容		1
第5 監査の実施場所及び日程		2
第6 監査の結果		3
1 地域政策部		4
(1) 政策企画課		4
(2) 定住関係人口推進課		4
(3) 地域活動支援課		4
(4) まちづくり社会教育課		4
(5) 人権同和教育啓発センター（教育委員会人権同和教育室含む）		5
(6) 関連施設支援室		5
2 健康福祉部		5
(1) 保険年金課		5
3 市民生活部		5
(1) 環境課（不燃ごみ処理場、浜田浄苑含む）		5
(2) 総合窓口課		5
(3) 税務課		5
(4) 資産税課		5
4 弥栄支所		5
(1) 防災自治課		5
(2) 市民福祉課		5
(3) 産業建設課		5
5 教育委員会		6
(1) 教育総務課（図書館含む）		6
(2) 学校教育課（青少年サポートセンター含む）		6
(3) 学力向上推進室		7
(4) 人権同和教育室		7
(5) 文化スポーツ課		7
(6) 金城分室		8
(7) 旭分室		8
(8) 弥栄分室		8
(9) 三隅分室		8
6 上下水道部		8
(1) 管理課・工務課		8
(2) 下水道課		9
第7 総括意見		9

令和3年度 定期監査の結果

第1 監査の種類 地方自治法第199条第4項による定期監査

第2 監査の対象

監 査 対 象 部 課	
地域政策部	政策企画課、定住関係人口推進課、地域活動支援課、まちづくり社会教育課、人権同和教育啓発センター、関連施設支援室
健康福祉部	保険年金課
市民生活部	環境課（不燃ごみ処理場、浜田浄苑含む）、総合窓口課、税務課、資産税課
弥栄支所	防災自治課、市民福祉課、産業建設課
教育委員会	教育総務課（図書館含む）、学校教育課（青少年サポートセンター含む）、学力向上推進室、人権同和教育室、文化スポーツ課（金城分室、旭分室、弥栄分室、三隅分室含む）
上下水道部	管理課・工務課、下水道課

※行政機構順

第3 監査の着眼点

監査に当たっては、浜田市監査委員監査基準に準拠した監査を実施し、財務に関する事務の執行を重点的に検査しつつ、併せて合規的、経済的、効率的及び有効的に事業が執行されているかどうかを主眼とした。

第4 監査の主な実施内容

令和2年度歳出（主に契約、補助金及び交付金）、令和2年度歳入、窓口現金の取扱、現金管理方法、令和2年度出張旅費等の事務手続、行政財産使用許可手続について、抽出により関係書類を照合、監査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取した。

また、浜田市監査委員監査基準に準拠した監査を実施するため、本監査実施に向けては、定期監査対象課に歳入歳出等対象関係書類の資料提出を求め、事務局による資料確認及び事前調査を実施する課を整理し、事前調査を実施した。その後、事務局から事前調査報告書により監査委員へ事前調査の内容を説明し、聴取内容について協議をした後、監査委員による本監査を実施する課を決定し、本監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

(1) 資料提出

期 間	監 査 対 象 部 課	
令和3年 8月24日 (火) ～9月10日 (金)	上下水道部	管理課・工務課、下水道課
	市民生活部	総合窓口課、税務課、資産税課
	弥栄支所	防災自治課、市民福祉課、産業建設課
令和3年 9月6日 (月) ～10月1日 (金)	地域政策部	政策企画課、定住関係人口推進課、地域活動支援課、まちづくり社会教育課、人権同和教育啓発センター（教育委員会人権同和教育室含む）、関連施設支援室
	健康福祉部	保険年金課
令和3年11月5日 (金) ～12月17日 (金)	市民生活部	環境課（不燃ごみ処理場、浜田浄苑含む）
	教育委員会	教育総務課（図書館含む）、学校教育課（青少年サポートセンター含む）、学力向上推進室、文化スポーツ課 （金城分室、旭分室、弥栄分室、三隅分室含む）

(2) 事前調査

監 査 期 日	監 査 対 象 部 課		実 施 場 所
令和3年 9月28日 (火)	上下水道部	管理課・工務課、下水道課	監査委員事務局
	市民生活部	総合窓口課、税務課、資産税課	
令和3年11月18日 (木)	地域政策部	政策企画課、定住関係人口推進課、地域活動支援課、まちづくり社会教育課、人権同和教育啓発センター（教育委員会人権同和教育室含む）、関連施設支援室	同上
	健康福祉部	保険年金課	
令和4年 2月 8日 (火)	市民生活部	環境課（不燃ごみ処理場、浜田浄苑含む）	同上
	教育委員会	教育総務課（図書館含む）、学校教育課（青少年サポートセンター含む）、文化スポーツ課 （三隅分室含む）	

※弥栄支所及び三隅分室以外の各分室は書類審査のみ

(3) 本監査

監 査 期 日	監 査 対 象 部 課		実 施 場 所
令和3年10月21日（木）	上下水道部	管理課・工務課	監査委員事務局
	市民生活部	税務課	
令和3年10月25日（月）	弥栄支所	防災自治課、市民福祉課、産業建設課	弥栄支所会議室
令和3年12月20日（月）	地域政策部	定住関係人口推進課、地域活動支援課、まちづくり社会教育課	監査委員事務局
	健康福祉部	保険年金課	
令和4年 3月16日（水）	教育委員会	教育総務課（図書館含む）、学校教育課（青少年サポートセンター含む）、文化スポーツ課	

※ 監査期間：令和3年8月24日から令和4年3月16日まで

（監査期間は定期監査実施通知日から本監査実施最終日としている。）

第6 監査の結果

提出された監査資料及び関係書類等を確認したところ、財務事務を主体とする事務執行について概ね適正に処理されていたが、一部において、改善や検討が必要な事項が認められた。事務処理上留意すべき軽微な改善事項については、担当職員からの説明聴取の時に指摘し、改善や検討を求めたため記述を省略する。

なお、軽微な改善事項であっても過去の定期監査時において指摘をし、改善が見られなかったものや以下に記載の内容については、各部署における改善等を要する事項及び監査意見とする。

また、全課に共通する改善等を要す事項は、**第7 総括意見**に記載している。この度の監査対象課以外の課におかれても、同様の事例がないか再度確認の機会ととらえていただきたい。

本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 地域政策部

(1) 政策企画課

特になし。

(2) 定住関係人口推進課

特になし。

(3) 地域活動支援課

① 地域づくり振興事業について

補助率10/10の防犯灯設置事業以外の集会所施設、関連設備等整備事業等において、申請者（町内会等）の自己負担を伴うことから、複数業者からの見積書を徴取し添付することを求めているとの説明を受けた。

しかし、防犯灯設置事業よりも金額が大きく申請者及び市の負担も大きくなる場合もあるため、適正な見積額による事業の執行となるよう、申請者及び事業者の負担も考慮したうえで、要綱の改正等を検討されたい。

防犯灯設置事業における、防犯灯の設置場所や基数の妥当性について、GISで位置を確認し計画的に設置するよう各町内においてお願いしているとの説明を受けた。

基本的に町内からの申請により決定をするとのことであるが、他市では「防犯灯の設置基準」を作成し設置場所等について基準を設けて運用している自治体もあるため、参考にして今後も適切な運用に努められたい。

② まちづくり総合交付金事業について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度当初に自粛を要請した時期もあり、各町内、まちづくり推進委員会において、イベントや草刈り、総会など様々な事業や取組について中止や規模縮小をし、その結果、繰越金、積立金ともに、令和2年度は対前年比で増加している。

これまで実施できなかった必要物品の調達や新型コロナウイルス感染症対策の費用等に充当している団体もあったが、消耗品、備品の購入については、予算消化や使い切り執行等につながるような今後適切な調査、指導を行うとともに、補助金が有効に活用されているか十分に検証するよう努められたい。

(4) まちづくり社会教育課

まちづくりセンター雑入について

機構改革によりまちづくり社会教育課所管となったまちづくりセンター雑入（旧公民館雑入）において、リスク管理の観点から歳入調定、収入事務について、合議を行う係員、上位者も確認しやすいようなチェックマニュアルの作成等、体制づくりを検討されたい。

(5) 人権同和教育啓発センター（教育委員会人権同和教育室含む）
特になし。

(6) 関連施設支援室
特になし。

2 健康福祉部

(1) 保険年金課
特になし。

3 市民生活部

(1) 環境課（不燃ごみ処理場、浜田浄苑含む）
特になし。

(2) 総合窓口課
特になし。

(3) 税務課
特になし。

(4) 資産税課
特になし。

4 弥栄支所

(1) 防災自治課
特になし。

(2) 市民福祉課
特になし。

(3) 産業建設課

① 浜田市農作物等獣被害防止対策事業について

補助金交付要綱に記されている補助要件「当該施設の防護柵の整備に対し、過去5年以内にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。」の確認方法として、本庁管理のエクセルで申請書及び位置図の写しが確認できるようにし、それを共有するなど、事務効率化について検討されたい。

② 定住住宅利子補給金について

文書管理において、保存期間経過前に誤って廃棄したと思われる事例があった。保存年限等確認し、管理を徹底されたい。

5 教育委員会

(1) 教育総務課（図書館含む）

① 金庫で管理している現金等について（中央図書館）

財務規則上速やかに入金処理をすることになっている。手数料等の現金を受け取ってから1月毎に入金処理を行っているとの説明であったが、入金サイクルを早め速やかに入金処理することを検討されたい。

② 教職員住宅使用料(過年度分)について

未収入金が1件（150,000円）発生している。催促等を実施しているが、消息不明で滞納者本人と接触ができていないとの説明を受けた。

税務課とも連携して情報把握を行い、債権回収に努める必要がある。

また、回収の見込みがない場合は、不納欠損処理を行うことも検討する必要があるが、その際、必要な徴収努力を行った結果であることは言うまでもない。

③ 学校給食費の滞納について

学校給食費の徴収は、私債権であり、学校職員による徴収が中心で、市（教育委員会）は関与していないとのことである。

滞納繰越分は何年も継続しているものと推測され、滞納が400万円以上発生している（令和3年度現在）が、欠損処理する組織が無いことと納付している人の不公平感が生じてはいけなことから処理できていない実態がある。

滞納債権の回収について、学校に全てを任せるのではなく、スキル等の情報提供も含めどのように市が関与していくのか検討を進め、実務的な滞納処分の運用を図られたい。

(2) 学校教育課（青少年サポートセンター含む）

① 委託事業について

学校財務規則の様式を用いない委託である事業において、契約先である市内各小中学校が支出する伝票（支出伺命令書）の統一様式を定めることは求めておらず、支出日、支出内容、金額が満たされていれば確認する上で何ら支障はないとの説明であった。ミスを防止し、人事異動等で人が変わった場合でも確認しやすくするという観点から、伝票（支出伺命令書）の雛形を示すことも含め、学校事務の職員と協議されることが望ましい。

② 学校への資金前渡について

学校への資金前渡可能経費8項目（学校管理費需用費、教育振興費報償費、同食糧費、同需用費、同通信運搬費、同手数料、同図書購入費、学校保健費需用費）を24校分に対して行う事務処理の煩雑さを考慮した要綱を作成していると推測される。浜田市財務規則第62条（資金前渡の限度額）に「常時支払いをする経費にあつては3月分の予定額」とあるものの、各学校へ年2回又は一括で支払いが

されており、規則に定めのない運用がされている。財務規則に沿った運用となるよう、事務処理の現状を踏まえ、財政課と相談し、浜田市立学校財務取扱規程の見直しを検討されたい。

また、郵便切手受払簿の様式が統一されておらず、記入の方法もバラバラであり、残高の記載のない学校もあった。さらに、年度末に大量に切手を購入し、繰越が多額である学校もあったため、精算時には、担当課において郵便切手受払簿の確認も行い、適正な予算執行をするよう指導されたい。

③ 浜田市中学校部活動事業補助金について

新型コロナウイルス感染症の影響により部活動の大会中止等があったため支出が減少すると予測されるが、市内全校において0円精算となっていた。大会中止等もあり経費が減り、余りがあれば返還するという指導をしているが、普段整備できない消耗品や備品を購入し調整をしている学校もあり、補助金の目的に沿って執行しているとのことである。

補助金のみで部活動は運営できないため、不足分を学校や保護者からの負担により賄っているとのことであり、超過している部分で0円精算としている学校もあるとの説明を受けた。

収支差額が0円になっている理由や状況等を把握し、どのような経理処理がされているか確認するとともに、今後も適正な執行が行われるよう指導されたい。

④ 浜田市特色ある学校づくり事業交付金について

交付要綱の第8条において超過額の返還を定めているが、浜田市中学校部活動事業補助金と同様に全ての学校において0円精算となっている。

コロナの影響で計画どおりに事業実施ができない学校については、事業内容を変更し、コロナ禍における学校運営の円滑化に資する事業等を実施したことにより超過額は発生しなかったとの説明を受けた。

収支差額が0円になっている理由や状況等を把握し、今後も適正な処理が行われるよう指導されたい。

(3) 学力向上推進室

特になし。

(4) 人権同和教育室

地域政策部人権同和教育啓発センターと同様。

(5) 文化スポーツ課

① 補助金交付要綱について

補助事業の所管替えに伴う補助金交付要綱の改正がなされていない事業があった。事業の実施においては何ら支障が出るものではなかったが、機構改革等による事業の所管替えが行われた際には、必ず要綱の点検を行うようにされた

い。

② 施設の老朽化に伴う維持修繕及び更新について

老朽化に伴う施設の維持管理及び更新に要する費用負担の増加が課題とのことである。整備から20年以上経過する施設が複数あり、損傷が激しいところを修繕している状況であるが、予算の都合上手つかずのところもあり対応は十分でないとの説明を受けた。

長寿命化計画の運用は令和2年度から行っており、実際の執行は令和5年度からになる予定とのことであるが、同計画等を踏まえ、計画的に維持修繕を図ることで施設の長寿命化とコスト削減を図るとともに、安全確保の観点から予算確保策についても検証されたい。

③ 指定管理施設について

新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2年度は大きく利用者及び利用料金収入が減少する施設が多かったが、令和3年度は若干持ち直してきているとの説明を受けた。また、市の要請による休業に伴う補償については、概ね適正に処理されていることを確認した。

しかし、収支報告書等を確認したところ、一部施設においては、新型コロナウイルス感染症の影響のみが原因ではなく、コストが利用料等に見合っていないなど構造的かつ慢性的な経営上の問題を抱える厳しい状況にあるため、所管課においては、問題を先送りすることなく抜本的な見直しを図ることが望まれる。

(6) 金城分室

特になし。

(7) 旭分室

特になし。

(8) 弥栄分室

特になし。

(9) 三隅分室

特になし。

6 上下水道部

(1) 管理課・工務課

固定資産に係る修繕費と資本的支出の区分の判断について

資産価値が増加するものは資本的支出とし、維持的なもの（原状回復）に係る支出は修繕費として区分し、判断に迷う場合は課内で相談して決定しているとの説明を受けた。

会計上、資本的支出と修繕費の区分が明示されていないこともあり、実務上の判断に迷う場合が多いと推測される。法人税基本通達等において、区分が例示されており、また、他市（県内では松江市等）においては、修繕費の支弁基準等を作成し実務上の処理をしているところもある。これらを参考にしながら、今後も適切な処理に努められたい。

- (2) 下水道課
特になし。

第7 総括意見

1 会議等のリモート対応の環境整備について

新型コロナウイルス感染症の影響で出張、研修は例年より大幅に減少し、リモートによる会議、オンライン研修等に変更され、各課において、主に本庁4階と北分庁舎3階の予約式のWEB会議室を使用している。

各課へのヒアリングによれば、メリットは、出張命令簿の記入や旅費支払い等の事務手続きの減少や出張による移動時間の削減、旅費の削減などが挙げられる。

一方で、デメリットは、設備が不足しており会場の確保が困難なこと、また、リモートでは意思疎通が難しい点、県や他市町等の担当者と直接会って話をする機会がなくなったこと、実技演習を伴う研修に参加する機会が減るなどが挙げられる。複数の人が同じ部屋でリモート会議などをする場合、他ブースの声で内容が聞こえないことがあり、個室化してほしいとの要望もあった。また、双方向で話をするときは個人情報保護の問題も生じる。

今後もさらにリモートによる会議、研修は増加していくものと予測されるため、設備の整備も含め全庁的な対応を検討されたい。

2 補助金事務について

補助金等明細書の交付状況が未記入のものが多数散見された。適正な処理に努められたい。

行事等の中止により支払いが発生しない事業において、適正な処理が行われていない案件があった。行事中止で支払いが発生しなくても、申請を受理し交付決定をした場合、支出負担行為の起票、減額処理と実績報告の提出が必要である。また、補助金明細書の作成、決裁が必要である。

新型コロナウイルス感染症の影響による行事等の中止、縮小に伴い、本来、剰余金が発生した場合、市に返還されるべきものであるが、普段整備できない消耗品や備品の購入に充てられている案件が見られた。真に必要なものの購入は認められるものであるが、使い切りのための消費は、本来の補助金の趣旨に反するものであるため、所管課においては、補助金の履行確認の徹底と支出の妥当性につ

いて十分検証されるよう努められたい。

3 契約事務について

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号までの9つの要件が定められているが、随意契約理由書が添付されていないもの、特に第2号随意契約において、理由の曖昧なものが散見された。

契約管理課作成の浜田市随意契約ガイドラインを参考にするなどして、適正な処理に努められたい。

長期継続契約において自動更新条項を設ける場合に、契約解除条項がない契約が見られた。契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の規定を含める必要がある。

予定価格と比較して、落札価格が極端に低い契約、8号随契（不落随契）となる契約が散見された。

適切な参考見積を徴取するなどの運用に努められたい。

4 旅費の事務について

出張の支払いが遅いもの、出張命令簿について精算欄未記入のものが散見された。

また、江津市への出張については、出退勤システム入力により命令簿への記載及び復命書作成が省略可能であるため、同システムを活用し、事務処理の軽減を図られたい。

5 その他軽微な指摘事項等について

① 収入票について

摘要欄記載件数と収入件数に相違があるものが多数散見された。

また、納入義務者欄と納入者に相違があるもの、摘要欄及び納入義務者欄と収入件数に相違があるものが多数散見された。複数人でチェックする等して、適正な処理に努められたい。

② 文書の適正管理について

鉛筆書きの文書、決裁日未記入のもの、決裁区分が誤りのものが散見された。

総務課作成の文書事務必携を参考にし、適正な処理に努められたい。